

食の安全安心の確保に関する基本的な計画 (第2期)

平成23年3月

宮 城 県

食の安全安心の確保に関する基本的な計画

目 次

第1 計画策定の考え方	1
1 計画策定の背景	
2 基本的事項	
(1) 基本計画の目的	
(2) 基本計画の位置付け	
(3) 基本計画策定の方法	
(4) 基本計画の期間	
第2 施策の大綱	4
1 安全で安心できる食品の供給の確保	
2 食の安全安心に係る信頼関係の確立	
3 食の安全安心を支える体制の整備	
第3 これまでの取組の成果及び現状並びに課題	5
1 安全で安心できる食品の供給の確保	
(1) 取組成果及び現状	
(2) 課題	
2 食の安全安心に係る信頼関係の確立	
(1) 取組成果及び現状	
(2) 課題	
3 食の安全安心を支える体制の整備	
(1) 取組成果及び現状	
(2) 課題	
第4 施策の展開	13
1 安全で安心できる食品の供給の確保	
(1) 生産及び供給体制の確立	
イ 生産者の取組への支援	
(イ) 安全な農産物生産に対する意識の高い経営者の育成(施策1)	
(ロ) 農業生産工程管理(GAP)等の普及拡大(施策2)	
(ハ) 農薬の適正使用の推進(施策3)	
(ニ) 牛のトレーサビリティシステムの推進(施策4)	
(ホ) 水産関係の施設等の整備支援(施策5)	
ロ 安全な農水産物生産環境づくり支援	
(イ) 病害虫の適正防除及び土づくりの推進(施策6)	
(ロ) 土壌環境適正化の推進(施策7)	
(ハ) 家畜伝染病の発生予防の徹底(施策8)	
(ニ) 貝毒検査及び生かきのノロウイルス対策の推進(施策9)	
ハ 事業者に対する支援	
(イ) 営業者の自主的な衛生管理体制の整備の推進(施策10)	
(ロ) 中間流通業者、販売店等におけるトレーサビリティシステムの構築(施策11)	
(ハ) 外食産業の事業者の自主的な原材料の原産地表示の取組拡大(施策12)	
(2) 監視指導及び検査の徹底	
イ 生産者に対する安全性の監視及び指導の徹底	
(イ) 農薬取締法等に基づく立入検査と監視体制の強化(施策13)	
(ロ) 肥料及び飼料の品質及び安全の確保のための検査及び指導の実施(施策14)	
(ハ) 動物用医薬品の流通、販売等に関する指導(施策15)	
(ニ) 高病原性鳥インフルエンザのモニタリング検査等の実施(施策16)	

- ロ 事業者に対する安全性の監視及び指導の徹底
 - (イ) 食品営業施設の監視指導の徹底（施策17）
 - (ロ) 食品検査による安全性の確保（施策18）
 - (ハ) 安全な魚介類及び食肉を供給するための監視指導（BSE対策を含む）の徹底（施策19）

ハ 食品表示の適正化の推進

- (イ) 適正な食品表示を確保するための監視指導の実施（施策20）
- (ロ) ウオッチャーによるモニタリング調査の実施及び事後指導の強化（施策21）
- (ハ) 食品表示に関する研修会（消費者・事業者）等の充実（施策22）

2 食の安全安心に係る信頼関係の確立

(1) 情報共有及び相互理解の促進

イ 情報の収集、分析及び公開

- (イ) 県民の意向の把握及び分かりやすい情報の迅速な提供（施策23）
- (ロ) 監視指導及び検査結果の適時かつ適切な公表（施策24）

ロ 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進

- (イ) 消費者と生産者・事業者との相互理解の推進（施策25）
- (ロ) 関係団体等との連携・協働の推進（施策26）

- (ハ) 「地産地消」の推進及び生産・消費の相互交流の充実（施策27）

(2) 県民参加

イ 県民総参加運動の展開

- (イ) 県民が参加する消費者モニター制度の推進（施策28）
- (ロ) 生産者・事業者の取組のための自主基準の作成・公開の支援（施策29）
- (ハ) 知識習得のための各種講習会・みやぎ出前講座等の開催及び普及啓発（施策30）

ロ 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映

- (イ) 県民の意見の把握（施策31）
- (ロ) 食の安全安心に関する相談窓口（食品表示に関する相談窓口を含む）の充実（施策32）

3 食の安全安心を支える体制の整備

(1) 体制整備及び関係機関等との連携強化

イ 食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進（施策33）

- ロ みやぎ食の危機管理基本マニュアル等（個別マニュアルを含む）による迅速な対応（施策34）

ハ 食の安全に関する調査・研究の充実（施策35）

ニ 国、都道府県、市町村との連携（施策36）

(2) みやぎ食の安全安心推進会議（施策37）

第1 計画策定の考え方

1 計画策定の背景

従来、食品の安全性の確保については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護が図られてきました。

しかし、食品の流通の広域化、多様化等が進む中、食の安全性に関する事件として、平成8年には腸管出血性大腸菌O157による大規模な食中毒が、平成12年には汚染脱脂粉乳等による集団食中毒が、平成13年には国内初の牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）が相次いで発生したため、消費者の食の安全性に対する不安が増幅されるようになりました。

そのため、これまで以上に食の安全性を確保していくことが急務となり、食品の安全性の確保に関し、国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにすること、食品安全委員会の設置などを盛り込んだ食品安全基本法（平成15年法律第48号）が制定されるとともに、食品衛生法について、食品に残留する農薬に対する規制の強化、監視指導の実施の強化などを内容とする改正が行われ、国において、国民の健康の保護のための予防的観点に立ったさまざまな対策が講じられるようになりました。

県においても、平成14年3月に、韓国産の輸入生かきが県産の生かきに混入するという県産の食品に対する信頼を著しく低下させる事件が発生したことを見て、平成15年3月に、「みやぎ食の安全安心アクションプラン」を策定するなど食の安全安心（県民が健やかな食生活を営むための食品の安全性及び信頼性をいう。以下同じ）の確保のための施策の推進に努めてきました。また、平成16年4月には、食の安全安心の確保に関する施策を総合的に推進するため、みやぎ食の安全安心推進条例（平成16年宮城県条例第31号。以下「条例」という。）が施行され、条例第6条第1項の規定によ

り、平成18年度から平成22年度までの5年間を実施期間とする食の安全安心の確保に関する基本的な計画（以下「第1期基本計画」という。）が策定されました。県は、条例及び第1期基本計画に基づき、県、生産者・事業者（条例第2条第2号に規定する生産者・事業者をいう。以下同じ）及び消費者の協働を基本とした施策を展開し、食の安全安心の確保に努めてきたところです。

しかし、それ以降も、平成19年の全国的な食品偽装事件、平成20年の中国産の冷凍餃子による薬物中毒事件及び事故米の不正転用事件など食品の流通のグローバル化及び消費者ニーズの多様化が進む中での法令を遵守する意識の欠如などを背景とする食に対する信頼を裏切るような事件が連続して発生し、更なる食の安全性の確保が求められました。このようなことから、国では、平成21年9月に消費者庁を設置し、消費者行政の強化及び一元化を図る等新たな施策を講じているところです。

県においても、国、他の都道府県及び市町村との連携をさらに強化することにより、情報の共有及び食の安全安心に関する迅速な対応に努めるとともに、県、生産者・事業者及び消費者間の相互理解の増進を図ることを目的として平成16年4月に策定された「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」（以下「県民総参加運動」という。）を一層推進し、及び食の安全安心の確保を維持するため、平成22年度に「県民総参加運動あり方検討会」を開催し、その施策の新たな展開について検討したところです。

今後とも食の安全安心を確保し、及び維持していくため、これまでの取組の成果を生かし、平成23年度から平成27年度までを実施期間とする食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第2期）（以下「基本計画」という。）を定め、これを実施していくものです。

2 基本的事項

(1) 基本計画の目的

条例第1条に規定する食品の安全安心の確保を実現するため、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

(2) 基本計画の位置付け

基本計画は、条例第6条第1項の規定により策定されるものであり、条例第3章に定める食の安全安心の確保に関する施策についての具体的な取組を推進するための計画とされています。

(3) 基本計画策定の方法

基本計画の策定に当たっては、条例第6条第3項の規定により、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じ、及び同条第4項の規定により、みやぎ食の安全安心推進会議（以下「推進会議」という。）の意見を聞くとともに、議会の議決を経なければなりません。

なお、基本計画の変更に当たっても、同条第6項の規定により同様の方針をとることとしています。

(4) 基本計画の期間

基本計画の実施期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

第2 施策の大綱

食の安全安心を確保するためには、安全で安心できる食品の供給の確保、食の安全安心に係る信頼関係の確立及び食の安全安心を支える体制の整備が必要であることから、これらを施策の大綱とします。

1 安全で安心できる食品の供給の確保

主に、行政が、生産の現場又は流通の段階で生産者・事業者が取り組む食の安全安心を支援するとともに、食の安全安心が確保されているかどうかについて監視及び指導を行う施策です。

特に、科学的な知見に基づく食品の安全性の確保が必要であることから、「安全」をキーワードとしています。

2 食の安全安心に係る信頼関係の確立

県、生産者・事業者及び消費者が共に信頼し合いながら、食の安全安心を作り上げていく施策です。

消費者と生産者・事業者等との相互の信頼が構築されることにより、食に対する安心が得られることから、「安心」をキーワードとしています。

3 食の安全安心を支える体制の整備

1及び2の施策をサポートし、推進していく施策です。

県、生産者・事業者及び消費者が連携し、総合的に推進していくことが必要であることから、「協働」をキーワードとしています。

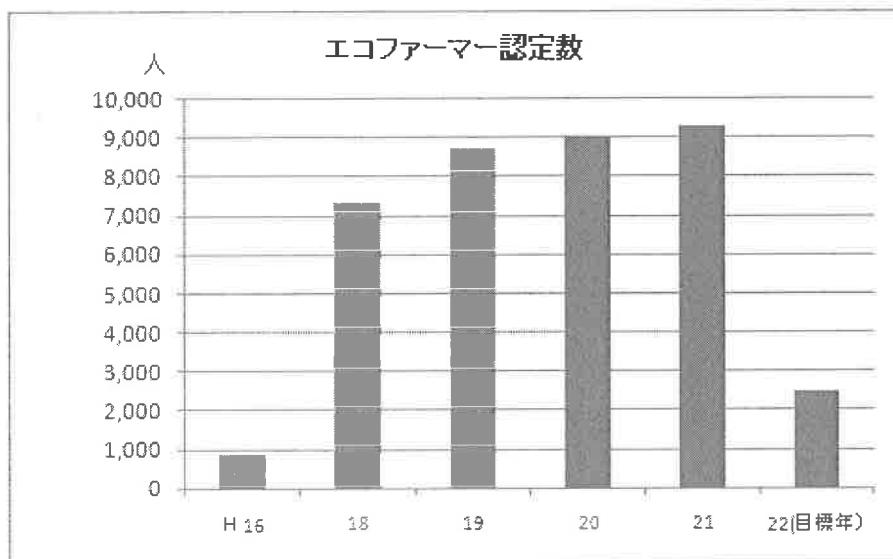
第3 これまでの取組の成果及び現状並びに課題

1 安全で安心できる食品の供給の確保

(1) 取組成果及び現状

消費者の信頼の確保を目指し、安全で安心できる食品の生産及び供給の体制を確立するため、生産者・事業者に対する各種支援及び監視指導を実施してきました。

農産物においては、「みやぎの環境にやさしい農作物認証・表示制度」の適切な運用により、信頼性の高い農産物を供給するとともに、農業生産工程管理（G A P）（栽培から収穫までの工程等について対策を講じ、管理する方法を取りまとめたものをいう。）の導入の促進に努め、生産の現場におけるリスク管理を推進しました。また、持続性の高い農業生産方式（持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律（平成11年法律第110号）第2条に規定する持続性の高い農業生産方式をいう。）に取り組む農業を営む者を育成した結果、エコファーマー（同法第4条の規定による知



事の認定を受けた農業を営む者をいう。)の数は、目標とした2,500人を大きく上回り、環境に配慮した農業生産に取り組む生産者が拡大しました。さらに、どのように生産さ

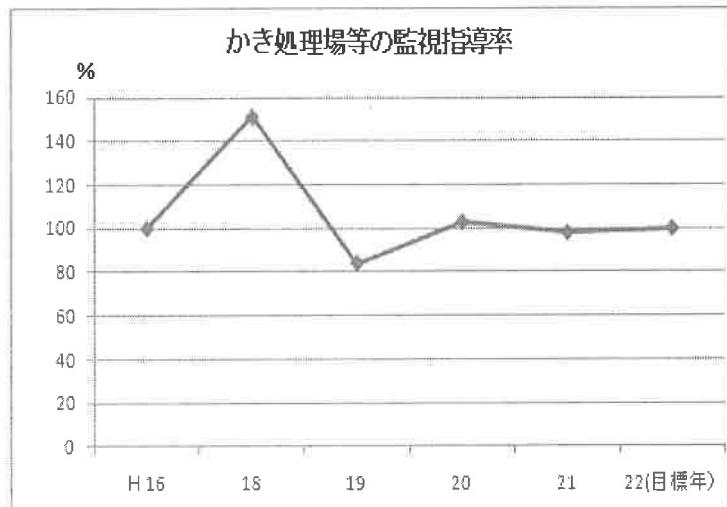
れ、加工され、及び流通されたかについて、追跡し、又はさかのぼって調査することができる仕組み（以下「トレーサビリティシステム」という。）の導入を推進したところ、県内すべての農協において、米及び青

果物における取組が順調に進んでいます。

畜産物においては、家畜の疾病予防等を図るため、衛生検査及び飼養状況調査並びに飼養管理の指導を実施するとともに、牛のトレーサビリティシステム（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第9条第22項に規定する耳標（以下単に「耳標」という。）の装着による個体の登録をいう。）を指導しています。耳標の装着率100%を継続することにより、牛の移動の履歴を把握する体制を維持することができ、消費者の信頼の確保につながっています。また、安全な食肉を供給するため、と畜場法（昭和28年法律第114号）及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）に基づく食肉及び食鳥肉等の検査並びにと畜場及び食鳥処理場に対する定期的な監視指導を行いました。

なお、BSEスクリーニング検査については、県内の牛全頭についてこれを行い、国産の牛肉の安全性の確保に資するよう努めました。

水産物においては、生産から出荷までの各段階における衛生的な生産体



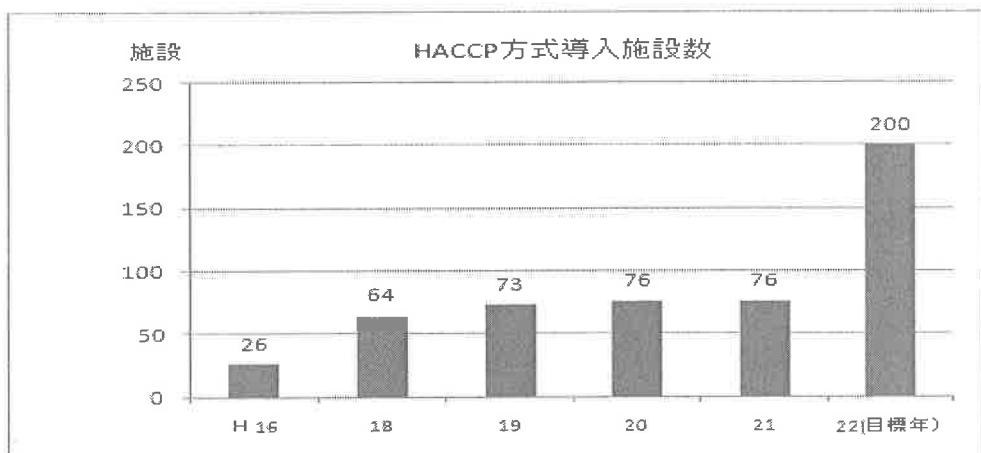
制の構築を指導するとともに、養殖業者に対しては水産用医薬品の適正な使用を指導しています。また、貝毒の検査管理体制を整備し、及び定期的な貝毒検査に取り組んだことにより、麻痺性貝毒等による食中毒の未然の防止が図られました。

特に、県の特産であるかきの安全性を確保するため、かき処理場の監視指導、養殖海域の海水検査、生食用かきの成分規格検査等を実施しました。

また、生産段階において、宮城県漁業協同組合が中心となり、ノロウイルスの自主検査を実施することで、食中毒の発生を未然に防止することに努

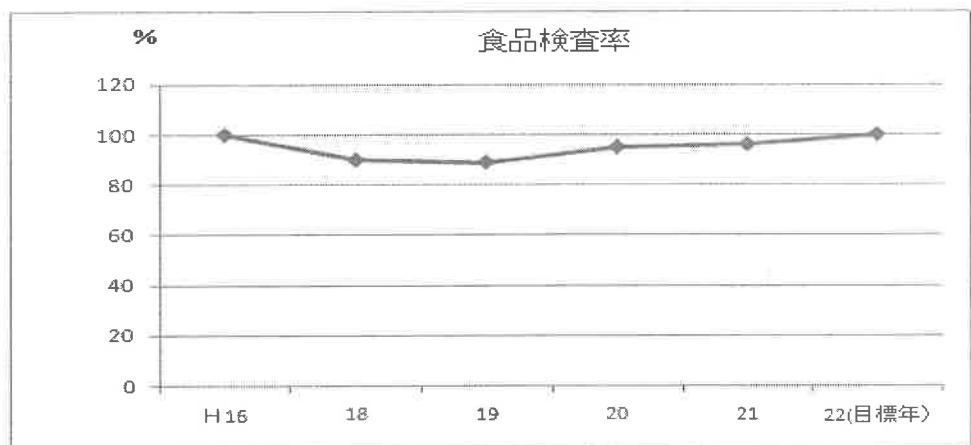
めました。

食品の製造業者及び加工業者に対して、危害分析重要管理点方式（以下「H A C C P」）という。）の考え方に基づく衛生管理手法の導入を支援するとともに、卸売市場等に対しても、H A C C Pの考え方を参考にした品質及び衛生管理手法の導入を促進しました。



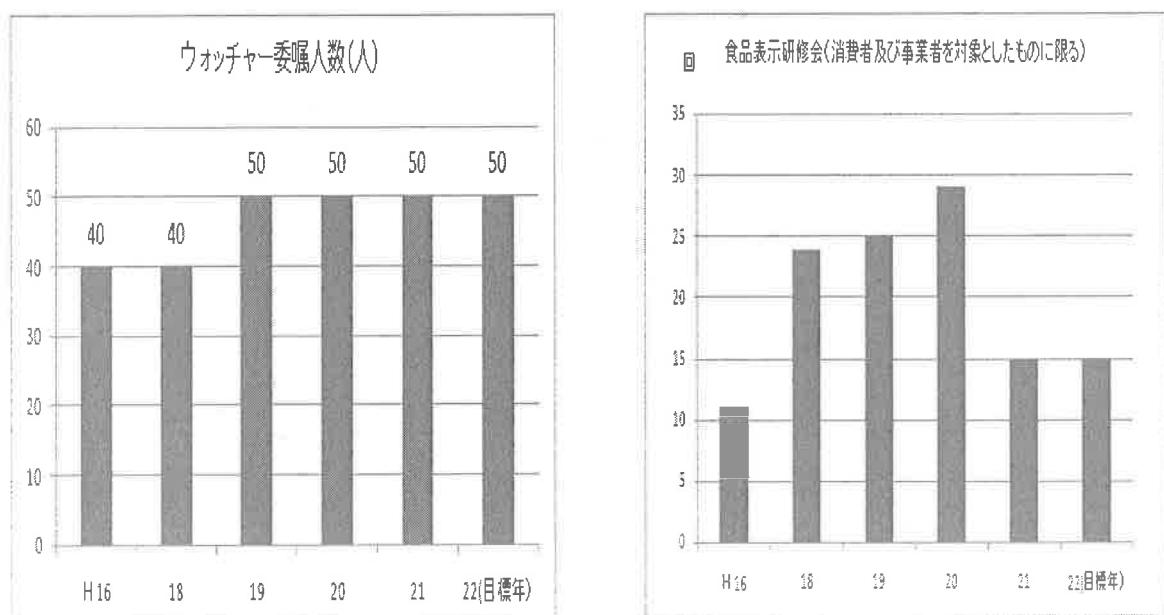
食品の事業者に対しては、食品衛生法に基づき、製造、加工、調理、販売等を行う施設の監視指導を計画的に行うとともに、食品の流通過程において、残留農薬、残留動物用医薬品、カビ毒及び細菌、食品添加物等の検査を実施し、食品の安全性の確保に努めました。また、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、食品衛生法、健康増進法（平成14年法律第103号）等に基づく食品の表示（以下「食品表示」という。）の調査、監視及び指導を行い、違反食品の流通の防止に努めました。

さらに、県が委嘱した食品表示ウォッチャー（以下「ウォッチャー」という。）が県内の食品販売店における食品表示モニタリング調査を実施し、県は、その結果の報告を受けて、国及び市町村と連携して調査及び指導を実施しました。



(2) 課題

食の安全安心を確保するためには、食品及びその材料の生産から流通、販売及び消費に至る一連の過程において、安全で衛生的な取扱いが行われ



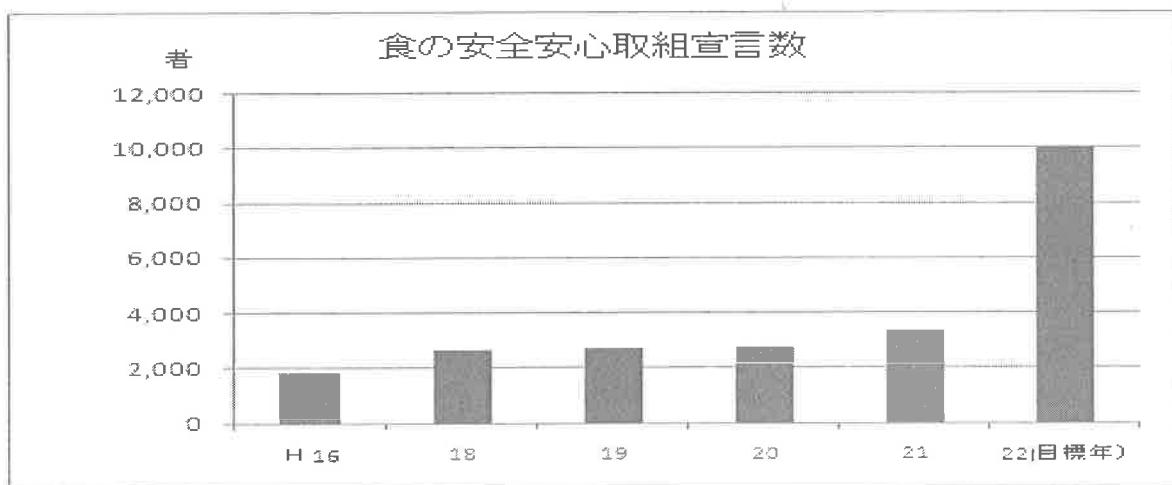
る必要があります。

そのため、生産者に対し、行政による監視指導を継続するとともに、農業生産工程管理（G A P）の普及啓発及びトレーサビリティシステムの強化等を行うことにより、消費者が求める安全な食品を提供する仕組みを構築する取組を継続することが必要です。また、営業施設の監視指導及び食品の検査により、安全な食品を提供する取組の継続を指導することが重要です。

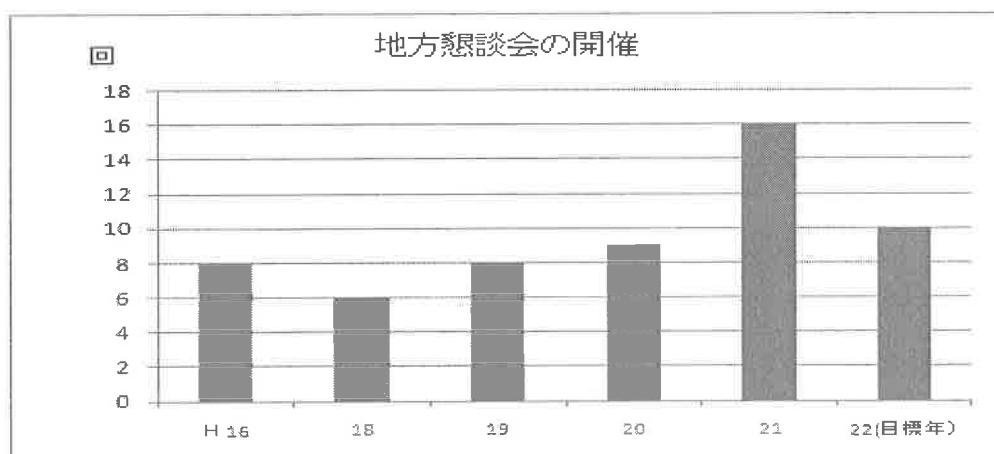
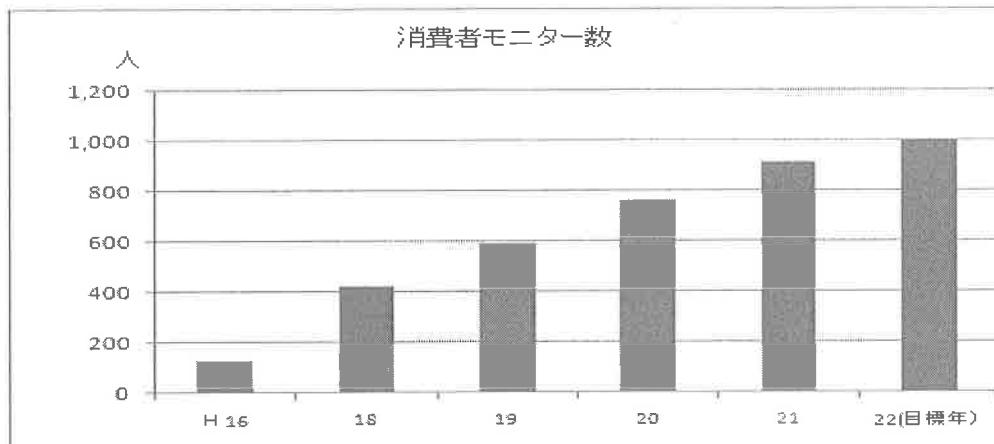
2 食の安全安心に係る信頼関係の確立

(1) 取組成果及び現状

県民に対する食の安全安心に関する情報の提供については、県のホームページにおける総合的な情報の管理・運営、県広報誌の活用、パンフレット等の配布等に取り組みました。特に、県のホームページは、情報収集の重要なツールとして活用されています。また、消費者、生産者・事業者間の相互理解の推進については、食の安全安心セミナー、地方懇談会の開催等を通じて、食に関する正しい知識及び情報の共有を図ることにより努めてきました。さらに、県民総参加運動を展開し、「みやぎ食の安全安心消



費者モニター制度」、「みやぎ食の安全安心取組宣言」、「みやぎ出前講座」等の事業を実施することにより、消費者に対し、食の安全安心に関する正確な情報を提供するとともに、県民の意識及び意向の把握に尽力してきました。



(2) 課題

県のホームページにおける食に関する総合的な情報の管理・運営等により、県民に対する迅速な情報提供を図ってきましたが、加えて、各種印刷物及び県政だよりを活用するなど、より分かりやすい情報の提供のあり方を検討することが必要となっています。また、県民総参加運動について、平成22年度に開催した「県民総参加運動あり方検討会」の検討結果を踏まえ、県、生産者・事業者及び消費者間の相互理解を推進する必要があります。

3 食の安全安心を支える体制の整備

(1) 取組成果及び現状

食の安全安心の確保に関する施策を総合的に推進するため、全庁的な組織として、平成14年10月に「宮城県食の安全安心対策本部」（以下「対策本部」という。）を設置するとともに、平成17年4月に「みやぎ食の危機管理基本マニュアル」に基づく「みやぎ食の危機管理対応チーム」を設置し、このみやぎ食の危機管理対応チームを中心とした食の安全安心に関する危機の発生の未然の防止及び食の安全安心に関する危機の発生における迅速な対応ができる体制の整備が図られました。

また、対策本部の下部組織として、牛海綿状脳症対策専門部会、輸入生かき混入防止対策専門部会及び無登録農薬問題対策専門部会を設置するとともに、部会ごとの個別のマニュアルを策定することにより、さまざまな食に関する危害に対して的確に対応できる体制を整備しており、食品衛生上の危害の発生の情報等については、マスコミ等を通じて、速やかに情報の提供を行っています。さらに、推進会議及び県内各地域での地方懇談会における生産者・事業者及び消費者との意見交換を通じ、県民の意向の把握に努め、これらを食の安全安心の確保に関する施策に反映しています。

食品衛生法に基づく検査の結果、輸入食品等広域流通食品について、法令の規定に違反していることが判明した場合には、国、関係自治体等に情報を提供し、措置を講じることなど関係機関と連携を図り、食品の流通の広域化に対応した安全性の確保に努めています。また、JAS法に基づく食品表示の監視及び指導についても、国、都道府県及び市町村と連携を図り、適切な措置を講じています。

事業者に対する効果的な監視及び指導を行うためには、科学的な知見であることから、保健環境センターでは食品衛生に関する調査研究を行うとともに、農業・園芸総合研究所等各研究機関では農林畜水産物の生産段階における安全性の確保のための調査及び研究に取り組んでいます。

(2) 課題

幅広い視野に立ち、引き続き、総合的な食の安全安心の確保に関する施策を全序的に推進するため、情報の共有及び連携を強化していく必要があります。そして、日ごろから、食の安全安心に関する危機及び危害を未然に防止するための対策を講ずるとともに、食の安全安心に関する危機が発生した場合には、迅速かつ的確に対応し、被害の拡大防止が図られるよう、危機管理体制の充実を図っていく必要があります。また、食の安全安心の確保のための調査、研究等を推進するとともに、国、都道府県、市町村及び関係機関との連携を継続していくことが重要です。さらに、食の安全安心の確保に関する施策の推進については、推進会議での意見交換を踏まえ、施策に反映していく必要があります。

第4 施策の展開

1 安全で安心できる食品の供給の確保

(1) 生産及び供給体制の確立

イ 生産者の取組への支援

食品の生産においては、安全で安心できる食品を望む消費者の期待に応えられるよう、生産者自らが食の安全安心の必要性を身近に感じ、これに取り組むことが必要であるため、その取組を促進します。

(イ) 安全な農産物生産に対する意識の高い経営者の育成（施策1）

土づくりを基本とし、農薬及び化学肥料を低減する持続的な農業生産方式の導入を図る生産者（エコファーマー）への技術的支援を行うとともに、研修会等を通じ、生産現場で食の安全が定着するよう支援します。

(ロ) 農業生産工程管理（GAP）等の普及拡大（施策2）

安全な農産物を生産するため、病原微生物、汚染物質及び異物の混入等の食品衛生上の危害を最小限に抑えることを目的として、これらの危害の要因への対応策として農業生産工程管理（GAP）に基づいた自主的な衛生管理を実践する取組を推進します。

(ハ) 農薬の適正使用の推進（施策3）

「農薬危害防止運動」の実施、研修会の開催等により、農薬の適正な使用による安全な農産物の生産を推進します。

(二) 牛のトレーサビリティシステムの推進（施策4）

生産段階における耳標の装着の徹底を推進し、生産から流通までに至る各段階で牛の個体を識別することができるシステムの維持を支援します。

(ホ) 水産関係の施設等の整備支援（施策5）

水産関係では、漁業協同組合の生産施設の整備等を支援し、衛生的

な環境づくりを促進します。

(主な数値目標)

項目	基準値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
認定エコファーマー数	9,284人	11,000人
環境保全型農業取組面積(注)	21,857ha	45,000ha
第三者認証GAP取得農場数	6農場	50農場
耳標の装着率	100%	100%

(注)環境保全型農業取組面積：JAS有機農産物及び特別栽培農産物（県認証農産物、環境保全米等）の栽培面積

□ 安全な農水産物生産環境づくり支援

食の安全安心のためには、個々の生産者だけでは解決し難い課題等があります。生産者が積極的に安全な農水産物の生産に取り組むことができる環境を引き続き整備します。

(イ) 病害虫の適正防除及び土づくりの推進（施策6）

病害虫検定診断の実施及び発生予察の効率化を図るとともに、病害虫の発生予察に関する情報等を関係機関及び農業を営む者に提供し、適正な防除を支援します。また、作物生産の基盤となる生産力を維持・向上させるための土づくりを引き続き推進します。

(ロ) 土壌環境適正化の推進（施策7）

カドミウム基準値超過米の発生を抑制するため、カドミウム吸収抑制資材の散布及び適正な水管理の徹底を図ります。また、カドミウム基準値超過米を隔離し、市場への流通の阻止に向けて、農業関係団体等への指導を徹底します。

(ハ) 家畜伝染病の発生予防の徹底（施策8）

BSE、高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等をはじめとする家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止に向け、防疫検査体制の整備を

継続します。また、口蹄疫の県への侵入を防止するため、関係者及び生産者に対する情報の提供を強化するとともに、万一の発生に備え、早期診断及び初動措置を重視した防疫対策を行うための体制の整備を一層強化します。

(二) 貝毒検査及び生かきのノロウイルス対策の推進(施策9)

食中毒の原因となる貝毒の検査を実施するとともに、生産者が行う生かきのノロウイルスの自主検査についての指導を行い、安全な生産物の出荷を支援します。

(主な数値目標)

項目	基準値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
農作物有害動植物発生予察情報発行回数	予察情報 (予報10回) (その他情報等)	予察情報 (予報10回) (その他情報等)

ハ 事業者に対する支援

事業者自らが消費者に対し、安全で安心できる食品を提供するための取組を支援します。

(イ) 営業者の自主的な衛生管理体制の整備の推進(施策10)

食品衛生指導員による巡回及び指導を通じ、営業者が自ら食品衛生の向上を図るとともに、HACCPの概念を取り入れた衛生管理手法である「みやぎ食品衛生自主管理・登録認証制度」について研修会を開催し、営業者の自主的な衛生管理を推進します。

(ロ) 中間流通業者、販売店等におけるトレーサビリティシステムの構築(施策11)

安全で安心できる食品を供給するため、事業者に対する指導及び

研修を充実させるとともに、生産段階及び流通段階における鮮度及び品質の向上に関する事業者等の主体的な取組を促進し、中間流通業者、販売店等におけるトレーサビリティシステムの構築に向けた産地及び製品に関する情報の積極的な提供等主体的な取組を支援します。

(ハ) 外食産業の事業者の自主的な原材料の原産地表示の取組拡大

(施策 12)

外食産業に対する消費者の信頼性の確保に向けて、外食産業の事業者の自主的な原材料の原産地表示の取組の拡大を支援します。

(主な数値目標)

項目	基準値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
みやぎHACCP研修会の受講者数	48人	100人

(2) 監視指導及び検査の徹底

イ 生産者に対する安全性の監視及び指導の徹底

生産段階において安全性が確保されるよう関係法令に基づき監視及び指導を行います。

(イ) 農薬取締法等に基づく立入検査と監視体制の強化(施策13)

農薬取締法(昭和23年法律第82号)等関係法令に基づく農薬の使用及び残留に関する監視体制を徹底します。また、「宮城県農薬管理指導士」の資格の取得を推進し、農薬の適正な使用の指導を強化します。

(ロ) 肥料及び飼料の品質及び安全の確保のための検査及び指導の実施

(施策14)

安全かつ適正な肥料及び飼料の流通のため、肥料取締法(昭和25年

法律第127号) 及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)に基づき、肥料、飼料の製造工場及び販売店への立入検査を実施するとともに、肥料の成分並びに飼料の栄養成分及び安全性についての分析検査を行います。

(ハ) 動物用医薬品の流通、販売等に関する指導(施策15)

動物用医薬品の適正な流通、販売のため、動物用医薬品販売業者への立入検査(薬事法(昭和35年法律第145号)第83条第1項の規程により読み替えて適用される同法第69条第2項の規程による立入検査をいう。)を実施し、薬事監視活動を行います。

(ロ) 高病原性鳥インフルエンザのモニタリング検査等の実施(施策16)

高病原性鳥インフルエンザの予防のため、県内の養鶏場を対象としたウイルス分離・抗体検査等を実施するとともに、各農場の死亡羽数の報告を求めるなど、異常の早期発見及び啓発に努めます。

(主な数値目標)

項目	基準値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
肥料成分不足・違反点数割合	3%	0%
動物用医薬品販売の違反件数	5件	0件

ロ 事業者に対する安全性の監視及び指導の徹底

食品衛生法第24条第1項の規定により、宮城県食品衛生監視指導計画を定め、製造、加工、調理、販売等を行う施設等に対し、関係法規に基づく計画的な監視及び指導を行います。

(イ) 食品営業施設の監視指導の徹底(施策17)

飲食に起因する健康被害の発生を防止するため、食品営業施設等に対する計画的かつ効果的な監視及び指導を実施します。特に、大規模な食中毒が発生する恐れがある給食施設、旅館等への監視を強化します。

(口) 食品検査による安全性の確保(施策18)

食品の安全を確保するため、輸入食品を始め、県内に流通する食品の規格基準の検査及び食品中に残留する農薬、添加物等の検査を実施し、食品衛生法に違反した食品の流通を防止します。

(い) 安全な魚介類及び食肉を供給するための監視指導(BSE対策を含む)の徹底(施策19)

安全な魚介類及び食肉を供給するため、施設の監視指導及び食品検査を徹底します。

BSE対策としては、牛海绵状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）及び宮城県BSE自主検査要綱（平成17年8月1日施行）に基づき、BSEの全頭検査を行うとともに、危険部位の除去を徹底します。

(主な数値目標)

項目	基準値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
食品営業施設の監視指導率	100%	100%
かき処理場等の監視指導率	100%	100%
食品検査率	95%	100%

※ 宮城県食品衛生監視指導計画に掲げる監視指導又は検査目標数に対し、実際に監視指導を実施した割合を監視指導率又は検査を実施した割合を食品検査率としている。

※ 仙台市においては、食品衛生法第24条第1項の規定により、仙台市食品衛生監視指導計画を定め、監視指導に当たっている。

ハ 食品表示の適正化の推進

食品表示は、消費者の食品選択のための重要な情報であることから、関係法令に基づき適正化を推進します。

(イ) 適正な食品表示を確保するための監視指導の実施(施策20)

食品表示の遵守状況等を点検し、適正な食品表示を確保するため、店舗等における監視指導を行います。特に、加工食品の原料原産地の表示、アレルギー物質の表示、遺伝子組換え食品の表示等について、監視指導を行います。また、県民からの相談及び問い合わせに対応するための「食品表示110番」、「食の110番」等の食品表示に関する窓口の充実を図ります。

(ロ) ウオッチャーによるモニタリング調査の実施及び事後指導の強化

(施策21)

日常の購買行動を通じて、消費者の視点から食品表示について継続的に監視し、その結果を定期的に県に報告するウォッチャーを委嘱し、食品表示の適正化を推進します。県に報告された情報のうち適正な表示でないと疑われるものについては、調査及び指導を行い、適正な食品表示の徹底を図ります。

(ハ) 食品表示に関する研修会（消費者・事業者）等の充実(施策22)

関係法令が多岐にわたる食品表示の制度について、研修会、みやぎ出前講座等の開催等により、事業者及び消費者に対する普及啓発を図ります。

(主な数値目標)

項目	基準値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
食品表示適正店舗数の割合(注)	97.2%	99%
食品表示に関する研修会（消費者及び事業者を対象としたものに限る。）	15回	20回

(注) ウオッチャーが行ったモニタリング調査店舗数に占める適正な食品表示を行っている店舗の割合。

2 食の安全安心に係る信頼関係の確立

(1) 情報共有及び相互理解の促進

イ 情報の収集、分析及び公開

食の安全安心の確保のためには、情報の共有が重要であることから、関係する情報を収集するとともに、その情報を速やかに県民へ提供します。

(イ) 県民の意向の把握及び分かりやすい情報の迅速な提供(施策23)

国、都道府県、関係機関等との連携により、食品の安全に関する県民の意向及び情報を収集するとともに、県のホームページへの掲載、各種印刷物の配布等により、分かりやすい情報の提供を行います。また、テレビ、ラジオ、新聞などマスコミ等を活用するほか、みやぎ出前講座、各種研修会など県民と接する機会を捉え、積極的な情報提供を行います。

(ロ) 監視指導及び検査結果の適時かつ適切な公表(施策24)

宮城県食品衛生監視指導計画に基づき実施した監視指導及び検査の結果について、適時に、適切な公表を行います。

(主な数値目標)

項目	基準値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
県からの情報提供が十分・おおむね十分と感じる消費者モニターの割合	27.4% (H22年度消費者モニターアンケート調査結果)	70%

ロ 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進

食の安全安心の確保のためには、生産者・事業者及び消費者との相互理解のもと、信頼関係を構築することが重要であることから、さまざまな手法、機会等を活用して、相互理解を促進します。

(イ) 消費者と生産者・事業者との相互理解の推進(施策25)

「地域の食と農の相談窓口」を設置し、消費者等からの食と農に関する相談に対して適切な情報を提供するとともに、相互理解を促進します。

(ロ) 関係団体等との連携・協働の推進(施策26)

生産者・事業者及び消費者に係る団体との協働により相互理解を促進します。

(ハ) 「地産地消」の推進及び生産・消費の相互交流の充実(施策27)

「地産地消」を推進するため、食関連事業者と共に県民運動の展開及び学校給食への県産の食材の活用の促進を行い、県産の食材の消費拡大及び食材に対する理解を醸成するとともに、生産者と消費者の交流機会の充実を図り、生産者・消費者相互の信頼関係の構築を推進します。

(主な数値目標)

項目	基準値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
「地域の食と農の相談窓口」 相談件数	133件	150件
学校給食の地場野菜等の利用 品目の割合	30.8%	33.6%

(2) 県民参加

イ 県民総参加運動の展開

県、生産者・事業者及び消費者が協働して安全で安心できる食の確保を目指し、県民総参加運動を展開します。

(イ) 県民が参加する消費者モニター制度の推進(施策28)

条例第5条に規定する消費者の役割を理解し、かつ、当該消費者の

役割を積極的に果たそうとする消費者を「消費者モニター」として引き続き募集します。また、これまでの事業に加え、消費者モニターがより積極的に参加し、及び体験することができる事業を増やすとともに、消費者モニターがステップアップできるようシステム化され、かつ生産者・事業者と有機的に結び付いた事業構成に努めます。

(口) 生産者・事業者の取組のための自主基準の作成・公開の支援

(施策 29)

「食の安全安心取組宣言」については、これに向けた生産者・事業者の自主基準の作成及び公開を引き続き支援します。また、「食の安全安心取組宣言」の内容に新たに生産者・事業者の得意とする分野を打ち出せるようにするほか、マークについてはリニューアルすることとし、さまざまな媒体を活用しながら食の安全安心取組宣言者（みやぎ食の安全安心取組宣言実施要綱により宣言した生産者・事業者をいう。以下同じ。）のみならず、消費者及び関係機関に対する普及の促進に努めます。さらに、県のホームページ、「モニターだより」等により、取組宣言者と消費者モニターとの間の情報の交換を図り、相互理解を深めるよう支援します。

(ハ) 知識習得のための各種講習会・みやぎ出前講座等の開催及び普及啓発(施策 30)

多くの消費者が主体的に参画できるよう食の安全安心に関する知識習得のための各種講習会、みやぎ出前講座等を開催します。また、地方懇談会の開催等を通じた普及啓発により、県民総参加運動の気運を引き続き醸成します。

(主な数値目標)

項目	基準値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
食の安全安心取組宣言者数	3,320者	3,500者
消費者モニターの活動(参加)率	64%	80%
各種講習会の参加者数	799人	1,000人

口 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映

食の安全安心の推進のためには、県民の意見を食の安全安心の確保に関する施策に反映することが重要であるため、さまざまな手法及び機会を活用して、県民の意見を十分に聴取し、及び食の安全安心の確保に関する施策に反映させます。

(イ) 県民の意見の把握(施策31)

消費者モニターアンケートの実施、食の安全安心に関する意見、提言等の募集、推進会議及び地方懇談会を開催するなどにより、広く県民の意見を聴取し、それらの意見を食の安全安心の確保に関する施策に反映させるよう努めます。特に、BSE、高病原性鳥インフルエンザ、遺伝子組換作物等、県民の関心の高い事項については、県民の意見を十分に聴取し、食の安全安心の確保に関する施策に反映させます。

(ロ) 食の安全安心に関する相談窓口(食品表示に関する相談窓口を含む)
の充実(施策32)

「食の安全安心に関する総合窓口」、「食品表示110番」、「食の110番」などの相談窓口の充実を図ることにより、すべての県民が気軽に食の安全安心に関する相談ができる環境づくりに努めます。県民からの危害情報については、事実確認調査を行い、その結果に応じて、関

係法令に基づいて速やかに対応します。

(主な数値目標)

項目	基準値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
地方懇談会の開催	16回	14回

3 食の安全安心を支える体制の整備

(1) 体制整備及び関係機関等との連携強化

食の安全安心の確保に関する施策の総合的な推進及び緊急時における的確な対応のため、体制の整備を図るとともに、関係機関等との連携を強化します。

イ 食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進

(施策33)

知事を本部長とする対策本部を設置し、関係部局の横断的な体制整備及び連携により、食の安全安心確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

ロ みやぎ食の危機管理基本マニュアル等（個別のマニュアルを含む）による迅速な対応（施策34）

食と暮らしの安全推進課をはじめ、関係課室に食の安全安心推進員を、各地方振興事務所に食の安全安心担当を配置し、食の安全安心の確保に関する施策を推進するとともに、各保健所及び支所に配置する食品衛生監視員により、食の安全安心の確保に関する施策を実施します。

食に関する危害が発生した場合には、みやぎ食の危機管理基本マニュアルに基づき迅速に対応するとともに、高病原性鳥インフルエンザ等個

別の危害に応じたマニュアルの充実を図ります。

ハ 食の安全に関する調査・研究の充実(施策35)

生産者の取組を支援し、安全な農産物、畜産物及び水産物を生産する環境づくりに貢献するとともに、食の安全安心に資することとなるような試験研究の推進に取り組みます。

二 国、都道府県、市町村との連携(施策36)

食品の流通の広域化等に対応するため、国、都道府県及び市町村との連携を図ります。特に、東北・北海道ブロックの担当者会議を定期的に開催するなど近隣自治体との連携を推進します。また、国に対し、食の安全安心の確保のために必要な提言・要望を行います。

(2) みやぎ食の安全安心推進会議(施策37)

推進会議は、学識経験を有する者、消費者を代表する者、生産者・事業者を代表する者により構成され、条例の規定に基づき、食の安全安心の確保に関する重要事項を調査審議します。具体的には、食の安全安心の確保に関する県の施策及び施策の評価に関すること、食の安全安心の確保に関する関係者間の相互理解及び関係者の協働に関すること、食の安全安心の確保に関する県民参加の促進に関すること等について情報及び意見の交換を行い、必要があると認めるときは、知事に建議することができるとされています。また、県民総参加運動の中心的な組織としても位置付けられています。

第5 計画の推進

食品安全行政においては、農林水産等各行政分野と密接な関係があることから、「農業・農村の振興に関する概ね十年を期間とする基本的な計画」（平成23年3月改定）、「水産業の振興に関する基本的な計画（平成16年6月策定、平成21年3月改定）」等の関連計画と連携及び調和を図りながら基本計画を推進する必要があります。また、基本計画を着実に推進するため、進ちょく状況の点検を行うとともに、推進会議に点検結果を報告し、食の安全安心の確保に関する施策及び主な数値目標、食の安全安心の確保に関する施策の推進方向等についての意見を求め、推進会議からの意見・提案を食の安全安心の確保に関する施策に反映していきます。さらに、県民に対する説明責任を果たすため、食の安全安心の確保に関して講じた施策の実施状況については、毎年度、議会に報告するとともに、広く県民に公表し、着実な基本計画の推進に努めていきます。